

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	浜松市選挙人名簿・投票管理システム
行政機関等の名称	浜松市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法（昭和25年法律第100号）で適用される衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙人及び投票情報を適正に管理するため
記録項目	<p>（選挙人名簿に関する事項）</p> <p>1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 登録年月日、6 住民票作成日転入届出年月日、7 投票区、8 表示・表示の消除年月日（理由を含む。）、9 抹消年月日（理由を含む。）、10 公職選挙法第11条第1項、第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨、11 浜松市の区域内に住所を有しなくなった旨、12 公職選挙法第21条第2項による登録である旨</p> <p>（選挙権を有しない者に関する事項）</p> <p>13 公職選挙法第11条該当事由、14 公職選挙法第11条該当年月日、15 公職選挙法第11条非該当事由、16 公職選挙法第11条非該当年月日、17 刑確定年月日、18 刑期間満了予定年月日、19 刑期年月、20 未決拘留日数（法定・裁定）</p> <p>（投票に関する事項）</p> <p>21 投票受付有無、22 投票受付年月日、23 投票受付場所、24 公職選挙法第48条の2の規定による期日前投票及び不在者投票を行う事由、25 投票方法、26 投票用紙及び投票用封筒請求方法、27 投票用紙及び投票用封筒請求者区分、28 投票用紙及び投票用封筒請求年月日、29 投票用紙及び投票用封筒交付方法、30 投票用紙及び投票用封</p>

	<p>筒交付年月日 (郵便等投票証明書に関する事項)</p> <p>31 郵便等投票証明書交付申請年月日、32 郵便等投票証明書交付申請事由、33 郵便等投票証明書番号、34 郵便等投票証明書交付年月日、35 郵便等投票証明書有効期限年月日、36 障害種別、37 送付先郵便番号、38 送付先住所、39 代理記載人氏名、40 代理記載人住所、41 代理記載人届出年月日</p> <p>(船員(選挙人名簿登録証明書)に関する事項)</p> <p>42 選挙人名簿登録証明書申請年月日、43 選挙人名簿登録証明書番号、44 選挙人名簿登録証明書交付年月日、45 選挙人名簿登録証明書有効期限年月日、46 送付先郵便番号、47 送付先住所</p> <p>(南極選挙人証に関する事項)</p> <p>48 南極選挙人証申請年月日、49 南極選挙人証番号、50 南極選挙人証交付年月日、51 南極選挙人証有効期限年月日、52 送付先郵便番号、53 送付先住所</p>
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 浜松市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で住民票が作成された日から引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されている者 • 浜松市の区域内から住所を移した年齢満18年以上の日本国民のうち、住民票が作成された日から引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、浜松市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しない者
記録情報の収集方法	住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 浜松市 総務部文書行政課 市政情報室
	(所在地)

	〒430-8652 静岡県浜松市中区元城町103番地の2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1から12の記録項目については、公職選挙法第24条に基づき、選挙人名簿の登録に関し異議の申出ができる。	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	■法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 浜松市 総務部文書行課 市政情報室 (所在地) 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考		